

会 員 各 位

平成 30 年 3 月開催の自動車税預かり保証金の取り扱い変更について

毎々、JU 岐阜・羽島オートオークションにてお取引賜り誠にありがとうございます。

下記の通り、平成 30 年 3 月開催に限り、自動車税預かり保証金の取り扱いを変更させていただきますので、各位におかれましては、ご一読・ご理解の上、セリにご参加下さいますよう宜しくお願い申し上げます。

開 催 日	書類・名変期限 リスト記入ある 場合の最短期限	預かり保証金	
		普通車	軽自動車
3 月 3 日 第 1645 回	4 月末日迄 最短 3 月末日	平成 30 年度 1 年分の預かり 移転登録の場合 3 月登録 ・・・全額落札店様へ返金 4 月登録 ・・・全額出品店様へ支払 抹消登録の場合 3 月抹消 ・・・全額落札店様へ返金 4 月抹消 ・・・1 ヶ月分を出品店様へ 残額を落札店様へ返金	平成 30 年度軽自動車税 相当額の預かり（下表） 3 月登録の場合 名変結果到着後、 全額落札店様へ返金 4 月登録の場合 30 年度分自動車税額を 出品店様へ支払
3 月 10 日 第 1646 回	4 月末日迄 最短 4 月 10 日		
3 月 17 日 第 1647 回	4 月末日迄 最短 4 月 17 日		
3 月 24 日 第 1648 回	4 月末日迄 最短 4 月 24 日		
3 月 31 日 第 1649 回	4 月末日迄		

【 出品店様へ 】

- ・ **3 月開催は 4 月末日までの書類有効期限をお願い致します。**（リスト記載がある場合を除きます。）
- ・ リスト記入により書類有効期限が通常より短い場合は、お早めの書類提出をお願い致します。
- ・ **車検残の短い車輛は抹消の上ご出品下さい。**

【 落札店様へ 】

- ・ 3 月 3 日開催（第 1645 回 AA）において、リスト記入の書類期限が 3 月末日までの場合は、必ず 3 月中名変をお願い致します。又、名義変更の結果報告は 4 月 2 日迄に行ってください。
- ・ 名変結果報告期限内に結果報告が未着の車両は、JU 岐阜にて現在登録証明をあげさせていただきます。（費用は落札店負担となります。）
- ・ 軽自動車の名変結果報告が提出期限を過ぎた場合はペナルティ 1 万円を後日請求させていただきます。
- ・ 預かり自動車税は、グリーン化税制分も含めて暫定的な金額となります。
名変結果受領後、後日再精算させていただく場合がございます。

【 平成 30 年度軽自動車税相当額（自家用） 】

	初年度登録		
	H17.3.31 以前 （重課税）	H17.4.1 ～ H27.3.31 （旧標準課税）	H27.4.1 以降 （新標準課税）
乗用	12,900 円	7,200 円	10,800 円
貨物	6,000 円	4,000 円	5,000 円

〒501-6330 岐阜県羽島市堀津町2211番地

株式会社JU岐阜羽島オートオークション

TEL 058-398-5100（代）